

1 便利をつなげる (都市基盤分野)

1-1 都市基盤の整備

○ 現状と課題

芳賀町は、市街化区域が町全体の1割以下であり、その大半が工業系地域で、一般的な住居系地域は祖母井地区の56haに過ぎません。2つの大きな工業団地を抱え、昼間人口が多いにも関わらず、人口減少が続いている現状です。「人口減少時代のまちづくり」が鍵になることから、今後の急速な人口減少による地域活力の低下を克服するため、地域の特性を生かした魅力的で活力のある、便利なまちづくりを進める必要があります。

そのために、都市機能の集約・強化とネットワークの強化を目指し、町唯一の住居系市街地である祖母井地区に不足している、道路・公園・下水道等の都市機能を整備し居住誘導を図るとともに、新たな優良住宅地を創出することが必要です。また、産業拠点の機能を強化するとともに、“しごと”の創出を図り、“ひと”の流れを創出するため、新たな工業団地の造成に着手しました。

市街化調整区域においては、既存集落・住宅地の維持・保全とともに、地区において中心的な地域を「生活拠点」として生活機能の形成を図ることが必要です。

さらに、集約化された都市機能を町民の誰もが享受できるように、道路網と公共交通の充実を図る必要があります。特に、広域的なネットワークの要となるLRTや幹線バスと接続する交通結節点の整備を促進し、デマンド交通をはじめとする各種交通手段との連携強化を進め、利便性の高い交通ネットワークを構築し、誰もが移動しやすい交通環境を創出することが必要です。

○ 方針

- ・ 人口減少、超高齢化社会に対応したまちづくりを推進します。
- ・ 祖母井（中部・北部）地区の市街地整備を進めます。
- ・ 誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築を目指します。

○ 個別計画

計画名	根拠法令等	計画期間
芳賀町都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2	平成20年3月～ 令和10年3月
芳賀町緑の基本計画	都市緑地法第4条	平成12年～ 令和2年
芳賀町立地適正化計画	都市再生特別措置法	令和2年4月～ 令和10年3月
芳賀町都市交通マスタープラン	—	平成28年5月～ 令和10年3月
都市・地域総合交通戦略	—	平成28年5月～ 令和3年3月

1-1-1 都市計画の推進

○ 目標

- ・ 定住促進

芳賀町でも人口減少傾向が続いています。社会増につながる施策に取り組み、人口減少傾向を改善させます。

町外からの移住増加及び人口流出抑制を図るため、新たに造成した住宅団地「祖陽が丘」の早期完売を目指します。

更に、町内に定住するための住宅取得等に対して、補助金を交付します。

- ・ 居住環境対策

良好な田園環境の保全と環境との調和による住みよい生活環境の形成を図ります。生け垣の設置のための補助金や耐震対策等に補助金制度を継続します。

また、芳賀町で増加傾向にある空家等については、空家バンク等を通して、土地・建物の利活用を促します。

下原地区については、芳賀町都市計画マスタープランに基づき、地区計画制度等を活用することで、暮らしやすいまちづくりを推進します。

- ・ 芳賀第2工業団地の整備

芳賀第2工業団地の整備に着手したことから、栃木県企業局等の関係機関と連携し、造成工事の早期完了を目指します。

- ・ かしの森公園、芳賀遊水地等の整備

公園施設長寿命化計画に基づき、現有施設の長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行います。

また、かしの森公園については、LRTの導入により町外からのアクセスが良くなることから、年間を通して多くの人を訪れ、憩いの場となる様な魅力のある公園として再整備します。

合わせて、県が整備している芳賀遊水地に桜を植樹し、新たな桜の名所として整備するほか、桜の季節以外にも草花が楽しめるように、桜以外の草花を植栽します。

○ 指標

	基準値	目標値
転入者数	434 人 (H30)	450 人 (R5)
祖陽が丘分譲件数	62 件 (R 元)	124 件 (R5)
計画的なまちづくりが行われている (NSI 値)	51.1 (R 元)	60.0 (R5)
市街化区域人口比率	10.3% (R 元)	10.3% (R5)

※ NSI 値：ネット・サティスファクション・インデックス値。町民の満足度を示す数値で、数値が高いほど満足度が高いことを示す。

○ 実施計画事業

- ・ 都市計画推進費、芳賀第2工業団地整備費、公園管理費、町営住宅管理費、建築物耐震改修促進費、空き家バンク推進費、定住促進費、宅地造成事業特別会計

1-1-2 市街地整備の推進

○ 目標

- ・ 良好でにぎわいのあるまちづくりの推進（祖母井中部地区）

都市再生整備計画事業交付金を活用し都市基盤整備を進めます。また、祖母井中央地区土地区画整理事業により、住環境整備・優良住宅地の創出、集約した町有地の有効利用を図り、中心市街地活性化・商業振興を図ります。

- ・ 住民参加型のまちづくりの推進（祖母井北部地区）

地元組織であるまちづくり研究会と協働で、まちづくりの手法を検討し基本的な整備方針をまとめます。

地域の意見集約、関係機関協議を行い、事業化に向けた準備を行います。

○ 指標

	基準値	目標値
祖母井中部地区の整備率	29.1% (R元)	67.5% (R5)

○ 実施計画事業

- ・ 祖母井中部整備費、祖母井中央地区整備費

1-1-3 公共交通の充実

○ 目標

- ・ 公共交通ネットワークの構築

LRTや路線バス、デマンド交通が相互に連携した階層性のある公共交通ネットワークを構築するため、バス路線の再編計画である「地域公共交通再編実施計画」の策定を進めるとともに、乗り継ぎ施設となるトランジットセンター（交通結節点）の整備に取り組みます。

また、町内の公共交通であるデマンド交通については、現在のサービスレベルを維持しながら、LRT開業後の運行エリア拡大等について検討します。

さらには、市街地やトランジットセンター等を経由し南北方向をつなげる公共交通の導入を目指します。

○ 指標

	基準値	目標値
公共交通が充実している（NSI値）	40.3 (R元)	60.0 (R5)
ひばりタクシー1日平均利用者数	51.2人 (H30)	56.0人 (R5)

○ 実施計画事業

- ・ 公共交通推進費、生活路線バス運行支援費、ひばりタクシー運行費

1-1-4 L R Tの整備と利用促進

○ 目標

- ・ L R Tの整備と利用促進

公共交通ネットワークの基軸となるL R T（※）の整備を着実に進めていくとともに、地域独自のサービスとS u i c aの機能が1枚で利用できる地域連携I Cカードの導入や、乗継割引をはじめとする各種割引制度の検討について、宇都宮市や交通事業者等と連携して取り組みます。

※ L R T : Light Rail Transit の略で、低床式車両(L R V)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性等の面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムのこと。

○ 指標

	基準値	目標値
公共交通が充実している（N S I 値）	40.3 (R 元)	60.0 (R5)

○ 実施計画事業

- ・ L R T整備費

1-2 道路・橋梁・下水道等の整備

○ 現状と課題

芳賀町の町道整備は概ね順調に進み、舗装率は非常に高い一方、安全で便利な道路に対する町民の満足度は依然低い状況にあり、安全に対する町民の意識が高まっていると思われます。国県道のバイパス整備に伴うアクセス道路の整備や工業団地周辺の交通渋滞緩和対策への期待も高く、重要度との著しい乖離が見られます。

芳賀町には 500km 以上の町道認定された道路があり、町民一人あたりの町道延長は県内 1 位と長く、大半が舗装されています。財政状況が厳しさを増す中、老朽化が加速する道路及び橋梁の点検を継続し、計画的に整備と保全のバランスを図りながら、町民のニーズに応えていくことが課題です。また、近年は「芳賀型事故」と呼ばれる見通しの良い交差点での事故が増加していることから、より効果的な交通安全対策を講じていくことも必要です。

生活排水については、昭和 60 年度から農業集落排水事業を開始し、平成 12 年度からは公共下水道事業に取り組み、生活排水を衛生的に処理して河川等の水質改善を進めてきました。平成 30 年度現在、生活排水処理人口普及率は 95.8% で、県平均の 87.0%、全国平均の 91.4% を上回っています。しかしながら、公共下水道による処理の割合は、事業着手が遅かったことから近隣市町と比べて低い現状にあるため、今後も重点的に整備を進める必要があります。また、公共下水道事業及び農業集落排水事業については、資産を含む経営状況が明確となる公営企業会計への移行を行い、将来にわたり持続可能な経営環境の構築を図る必要があります。

地籍調査事業は、平成 24 年度から事業に着手し、芳賀町地籍調査事業基本計画に基づき実施しています。土地所有者の皆さまの協力を得ながら進めていますが、一部では土地所有者の合意形成ができない、あるいは土地の権利が複雑に絡み多くの時間がかかるようなケースも出てきており、このような案件をいかに解決し、事業を早期完了していくかが課題です。

※ 生活排水処理人口普及率：総人口のうち、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等により生活排水を処理している人口の割合

○ 方針

- ・ 計画的な道路整備の推進と、適切な維持管理を行います。
- ・ 橋梁点検と予防保全を推進します。
- ・ 交通安全対策を充実させます。
- ・ 自主的な道路愛護活動を推進します。
- ・ 汚水を衛生的に処理し、快適で住みよい環境を整備・維持します。
- ・ 地籍調査の推進と地籍情報の有効活用を図ります。

○ 個別計画

計画名	根拠法令等	計画期間
芳賀町道路整備長期計画	—	平成 26 年 4 月～ 令和 6 年 3 月
芳賀町橋梁長寿命化修繕計画	長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱	平成 24 年 4 月～ 令和 4 年 3 月
芳賀町地籍調査事業基本計画	国土調査法	平成 24 年 4 月～ 令和 24 年 3 月

1-2-1 安全で利便性の高い道路網の整備

○ 目標

- ・ 道路の整備

芳賀町道路整備長期計画を適宜見直し、道路拡幅・交差点改良等の道路整備を行って、人と物の流れを向上させるとともに、安全性の高い道路を整備します。

また、LRTのトランジットセンター付近や停留所付近の町道等で利用者の安全を確保できるような歩道等設置を進めます。

- ・ 道路の修繕

町内には500km以上の舗装道があり、1級・2級町道は交通量も多く、また近年の車の大型化により道路の損傷スピードが加速してきているため、計画的に整備と保全のバランスを図りながら、走行性の向上と道路利用者に安全な道路を提供します。

また、点検により把握した修繕が必要なところは、適宜、修繕を行い健全な道路を維持します。

- ・ 橋梁の健全性の維持

重要な道路施設である橋梁については、道路法施行規則に基づく5年に1度の近接目視による点検を実施し、危険性を早期に把握します。合わせて橋梁長寿命化修繕計画による塗装工事や補修工事等の予防的修繕を実施して橋梁の健全性を継続させ、今後増大が見込まれる修繕・更新費を相対的に削減させます。

○ 指標

	基準値	目標値
町道延長 (km)	507km (R元)	508km (R5)
町道の舗装率	92.8% (R元)	92.9% (R5)
修繕橋梁数 (各年)	2 (R元)	2 (R5)

○ 実施計画事業

- ・ 歩道・通学路整備費、町道新設改良費、道路維持整備費、道普請費、橋梁維持費

1-2-2 適正な道水路の管理

○ 目標

- ・ 道水路点検の実施

適正な維持管理を行うため、要領等に基づく点検、調査を確実に行うとともに、日常的なパトロールを定期的の実施し、破損箇所、危険箇所等の早期発見に努め、補修、改修を実施していきます。

- ・ 適切な交通安全施設の整備

交通事故多発箇所や通学路に重点を置き、ガードレールやミラー等の効果的な交通安全施設の設置を進めるとともに、老朽化した施設の更新を進めます。

また、自治会等の協力を得て危険箇所を把握し、改修を速やかに実施する等、交通安全対策を充実させます。

- ・ 未登記道路用地の解消

過去に行われた道路改良事業等の際に、登記処理がなされなかったものや地籍調査等によって明らかになった未登記道路用地の所有権移転の登記処理を進めます。

- ・ 適正な道路台帳管理

道路台帳は道路管理における基本データであることから、拡幅、改修、舗装、管理移管等の状況の変化に応じ更新を進めます。

- ・ 自主的な道路愛護活動の推進

路肩の保護や法面の草刈り等は、地域や道路隣接の方の協力をいただくことが必要です。自治会や公民館等の組織に呼びかけ、「地域の道は地域で守る」という道路愛護の意識付けをするとともに、多面的機能支払交付金活動協議会と連携をし、道路愛護活動を推進します。

○ 指標

	基準値	目標値
安全な道路が身近にある（NSI値）	51.8 (R元)	55.0 (R5)
交通事故発生件数	33件 (H30)	30件 (R5)
道路愛護活動に参加している町民の割合	46.0% (R元)	50.0% (R5)

○ 実施計画事業

- ・ 道路維持管理費、道路用地登記費、道路台帳管理費、交通安全施設整備費

1-2-3 下水道の整備

○ 目標

- ・ 公共下水道事業の推進

清らかな水環境を創出し、快適で住みよい生活環境を形成するため、処理施設の良い維持管理、処理区域の拡大と接続率の向上に努めます。新規地区としては、祖母井中部地区の未整備区間、県道芳賀茂木線沿線（緑町、幸町、丸子苑）及び三日市・殿山地区を重点的に整備します。

処理区域の拡大に伴い、処理場設備の増設を行います。

- ・ 農業集落排水施設の適切な維持管理

農業地域の快適な生活環境を維持するため、既存の8箇所の処理場の良い維持管理に努めます。また、管路や処理場設備の適切な改修と更新を実施します。

- ・ 合併処理浄化槽の普及

公共下水道、農業集落排水事業区域以外の未設置者や単独処理浄化槽設置者に対し、引き続き合併処理浄化槽の整備推進を図ると共に、既設置者に対しては適切な維持管理の啓発に努め、良好な水質環境を維持します。

○ 指標

	基準値	目標値
生活排水処理普及率	95.8% (H30)	97.2% (R5)

○ 実施計画事業

- ・ 合併処理浄化槽等設置支援費、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計

1-2-4 適正な地籍情報の作成

○ 目標

- ・ 適正な地籍情報（地籍図、地籍簿）の作成

芳賀町地籍調査事業基本計画に基づき、土地の境界を明確にし、地籍を確定させ、正確な地籍情報（地籍図、地籍簿）を作成します。

- ・ 地籍調査の推進

町民の皆様の協力が得られるよう、さまざまな広報・啓発活動を通して、地籍調査の必要性や町の地籍整備の状況をわかりやすく伝えます。

- ・ 地籍情報の有効活用

地籍情報については、道路管理や道路整備事業のコスト縮減、災害復旧・復興の迅速化、固定資産税の適正化等を進めるにあたり有効活用します。

○ 指標

	基準値	目標値
町の計画面積に対して土地登記が更新された割合	4.9% (R元)	17.6% (R5)
町の計画面積に対して調査を実施した割合	22.5% (R元)	34.5% (R5)

○ 実施計画事業

- ・ 地籍調査費